淀川水系流域委員会
第 20 回猪名川部会（H15.10.9）
資料　２－４

第 25 回委員会(9/30）に提出された意見書(素案)に対する委員からの意見

（2003/10/08　17:00 現在）

10/13〆切で行っている意見募集に寄せられた意見を項目順に並べたものです。

意見	委員名 (敬称略)
１　計画策定・実施	
p.2　下から６行目（～言及するべきであろう。）以下に下線部追加 また、関係省庁、自治体等との連携を積極的に展開し、事前に周到な調整を図るとしているが、そのための基本になる縦割り行政を打破するための具体策についても言及するべきであろう。 **<u>「提言」およびそれを受けた「原案」には、これからの計画実施をめぐって河川管理者の権限を越える内容も含まれている。それは、これまでのように河川の内側のみを対象とする河川整備を続けていたのでは、環境、治水、利用等いずれをとっても本来の大きな目標を達成することができないという認識を背景としている。水質、土地利用の規制・誘導、水需要抑制などさまざまな点で議論が重ねられ、まだ「提言」と「原案」の間に一致しない面も残されているが、流域全体を含む総合的な整備計画へ出発しなければならないという河川管理者の判断と決意が、法的な権限外の分野まで踏み込ませているのであろう。この姿勢を評価し、関係省庁や自治体におかれても、河川管理者が新しい方向へスタートを切ろうとする各種の要請を真摯に受け止め、将来へ向けての対応が望まれる</u>**。 なお、今回の整備計画の調査検討に基づく見直しなどにより、従前に計画されていた事業の中断あるいは変更に伴って特定の地域や住民に不利益が生じる場合には、環境修復や地域振興等に積極的に取り組まねばならないことはいうまでもない。	尾藤
２　環境	
(4) さらに検討すべき主な事項	
p.5　８行目へ挿入 ・・・。侵略外来種の侵入に対しては繁殖しにくい自然環境を回復させる視点から、外来種対策とそのための調査研究などが重要かつ不可欠な課題である。 **<u>さらに、「持ち込ませない」「放さない」という方策について関係機関と協働し、一般にもその意義をＰＲすることが重要である。</u>** ＜コメント＞ (4)の文の最後に追加してほしい	紀平

意見	委員名 (敬称略)
p.4　下から2行目　下線部追加 　なお、河川や湖の生物多様性、生態系機能、生物再生産をこれ以上低下させないためには、河川管理者のみならず流域の関係機関や住民が淀川水系全域が保全地域であると認識するよう、河川レンジャー(仮称)等の仕組みを通して流域住民に周知徹底する**とともに住民参加を促進していく**必要がある。 　また、琵琶湖では、・・・・・ ＜コメント＞ 　河川レンジャーについて、きのう委員会で意見を述べさせていただきました。３つのうち、１つは、評価できるところは評価するということに共感を覚えたことと２つ目に、河川レンジャーは、周知徹底(普及・啓発・学習)する(意見書原案５ページ)だけでなく、住民参加も促進する役割について更なる検討が必要。 　３つ目に、そういう大切なことは、事前にきめることと、やりながら決めていくこととある中で、特定の河川だけでなく全河川で検討を始めだし、互いの交流・情報交換も必要と発言させていただきました。住民参加・住民意見聴取をスムーズにしていく仕組みのひとつがレンジャー制度でもあることから、実施の時には全体に広がってほしいと思います。 私は、河川レンジャーは、川づくりを住民とともにしていくための大切なつなぎ役になると思っています。	本多
p.5　3行目 　また、琵琶湖では、**現在**~~湖岸道路~~**湖岸堤**~~による~~**より**水陸移行帯~~の~~**が**分断**されており、今後**内湖や水田との連続性の修復、生息地間の生物移動を保障し、連続性を確保することが重要である。 ＜訂正理由＞ 　このままでは「水陸移行帯の分断」も重要である。という文脈になる。	藤井
３　治水	
(1) 基本的な考え方	
p.5　(1)の最終行 (1) 基本的な考え方 　このため流域委員会は、これからの治水計画では「超過洪水・自然環境を考慮した治水」「地域特性に応じた治水安全度の確保」を目的とする必要があると提言した。これに対して「原案」では、治水・防災についての基本的な考え方として、「洪水被害の頻度のみならず、その深刻さを軽減する施策をハード、ソフト両面にわたって推進する」「狭窄部下流の安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図る」としており、「提言」の主旨をよく反映しているが、治水においても自然環	寺田

意見	委員名 (敬称略)
境を考慮した方策~~をとるという記述の追加が望まれる~~**をとることが明確にされるべきである**。（下線部修正） ＜コメント＞ 　これ以外にも「・・・が望まれる」という結びの表現が多く出てきますが、すべて「・・・すべきである」とか「必要である」という表現に修正する方がよいと思います。	
4　利水	
(1) 基本的な考え方	
p.8　1行目～ 　このため、~~「提言」で~~**流域委員会**は、「水需給が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理・抑制する水需要管理」~~へと転換する必要があるとしている~~**への転換の必要性を提言した**。 **この点**「原案」では、利水についての基本的な考え方として、**その第１に「水需要の抑制」をかかげ、さらに、**「水需要の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の計画の内容を見直す」、「水需要の抑制を図るべく利水者や自治体との連携を強化する」としているが、水需要管理へ一歩踏み出したものとして注目に値する。**しかしながら、何のための「水需要抑制」であるのかということが不明確である。利水についての基本的な考え方として新しい理念を明確にする意味で、「利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わない」ということを明確にする必要がある。**（下線部修正）	寺田
6　維持管理	
(1) 河川管理施設の機能保持	
p.11　(1)　5行目 　***除草時期については梅雨期や台風期の前に実施するとしているが、さらに生態系への考慮が望まれる。*** ＜コメント＞ 堤防法面植生については使用する植物種および除草時期について十分な配慮が望まれる（外来種対策、郷土種・郷土個体群の使用、花粉症対策、年 2～3 回の除草の実施、稀少種の保全に向けた除草時期など）。	服部